公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月31日

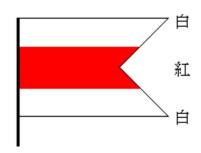
第七管区海上保安本部長 福本 拓也 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 九州地方整備局苅田港湾事務所

住 所 福岡県京都郡苅田町港町28番2号

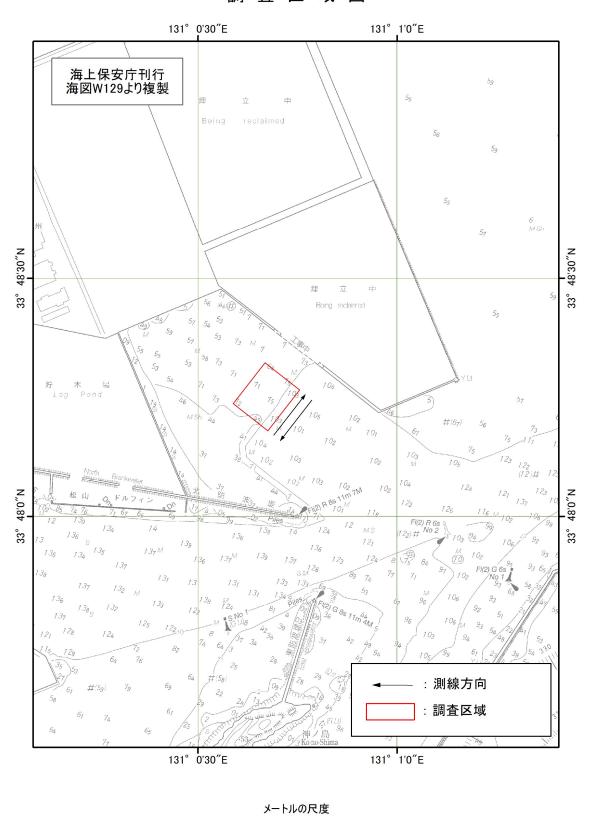
住 所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 苅田港(付図に示すとおり)
 - (2) 期 間 令和7年11月25日から 令和7年12月15日までのうち1日
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令 第 55 号)第 6 条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。

調査区域図



200

400

600

800

1,000 m